

伊勢崎市パブリックコメント募集要項

市の政策の案の名称	伊勢崎市債権管理条例（案）について
意見募集の趣旨	市が保有する金銭債権の管理について、必要な手続きや基準を定め、適正な債権管理を行うことにより、市の収入と市民負担の公平性を確保するため、伊勢崎市債権管理条例（案）を作成するもの。
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内に在住・在勤・在学の人 2 市内に事務所・事業所を有する個人または法人、そのほかの団体 3 本市に納税義務を有する人 4 このパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
意見の募集期間	平成30年9月18日～平成30年10月17日
意見の提出方法	<p>所定の様式に、住所、氏名、市の政策の案に対する意見とその理由を記入し、直接または郵便等による送付、ファクス、電子メールで提出してください。</p> <p>所定の様式および公表資料は市役所財政部収納課、市役所本庁および各支所の市民情報コーナーに用意してあります。またホームページからダウンロードすることもできます。</p> <p>【意見の提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接持参する場合 財政部収納課（市役所本庁舎本館2階） ・郵送等による送付の場合（平成30年10月17日必着） 〒372-8501 伊勢崎市今泉町2丁目410番地 市役所財政部収納課宛 ・ファックスの場合 0270-24-5125 ・電子メールの場合 shuunou@city.isesaki.lg.jp
公表資料	・意見募集資料_伊勢崎市債権管理条例（案）について パブリックコメント（意見募集）の内容
担当部課	財政部収納課債権管理室 電話 0270-24-5111（内線 2209）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・結果の公表にあたっては、同趣旨のご意見を取りまとめのうえ、その要旨とそれに対する市の考え方を、市役所本庁および各支所の市民情報コーナー、ホームページで公表する予定です。また、個人が特定できる内容等、伊勢崎市情報公開条例に規定する非公開情報は公表しません。 ・個人情報の取扱いについては、伊勢崎市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。 ・パブリックコメント手続は、市の政策の案を事前に市民に公表し、市民が情報を共有することで多くの市民からの意見が提出され、市民の考え方を幅広く聴きながら市政に反映することができます。 <p>また、この手続により提出された意見は、政策の賛否を求めたり、必ずしも多数意見を反映させるために実施するものではありません。いただいたご意見は総合的に判断し、少数意見でも優れた意見については、政策の案に採用することも考えられます。</p>